

(別紙 2)

**茨城県立歴史館令和 4 年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領**

(審査委員会の設置)

第 1 条 茨城県立歴史館令和 4 年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、茨城県立歴史館令和 4 年度「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託の委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ次に掲げる者を充てる。

委員長	管理部長
副委員長	史料学芸部長
委員	管理課長
委員	教育普及課長
委員	歴史資料課長代理
委員	行政資料課長
委員	学芸課長

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、審査基準に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則 1 この要領は、令和4年9月27日から施行する。

- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。